

神戸市国民健康保険に加入された方へ

1 郵便物が届くようにしてください。

- ①保険料の納付義務や資格の取得・喪失に関する届出の義務は世帯主にあります。
- ②保険証や保険料のお知らせなど国民健康保険に関する書類を郵便で世帯主あてにお送りしていますので、ポストに国民健康保険にお届けの氏名で表札を出すなど郵便物が届くようにしておいてください。

2 保険料について

- ①保険料は、加入者全員の地方税法上の基礎控除後の所得額（基礎控除後所得）で決定します。また、世帯全員分（加入者でない世帯主、特定同一世帯所属者を含む）の前年の所得（収入から必要経費を引いた所得）の金額により保険料が減額される場合があります。所得の有無・内容が税金の資料から分からない場合、所得の有無についてお尋ねする手紙を送りますので、必ず返信か区役所・支所の窓口へ提出してください。
- ②保険料は資格ができた月の分からお支払いいただきます。（届出の月からではありません）
- ③また、資格がなくなった場合は、資格がなくなった月の前月の分までの保険料をお支払いいただきます。
- ④国民健康保険の加入人数が増えた場合、保険料は、新たに加わられた方の分を含めて計算します。

3 加入された方が市外から転入された場合

神戸市から旧住所地の市町村に所得を照会し、回答があった時点で、所得割保険料等が確定します。このため、回答後に保険料を再計算し、改めて保険料額を通知させていただくことがあります。

4 保険料のお支払い方法について

- ①保険料は、6月から3月の10回払いです。口座振替か、保険料のお知らせに同封されている納付書で金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、区役所・支所・出張所の窓口でお支払いください。
- ②お支払いは原則、口座振替でお願いします。
※毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に引き落としします
※口座振替の申し込みは、加入届出のときにお渡ししている口座振替依頼書に記入・押印のうえご返送いただくか、直接金融機関へ提出してください
※また、キャッシュカードがあれば区役所・支所・出張所の窓口でも口座振替の申し込みができます。詳しくは区役所・支所・出張所の窓口でお尋ねください

5 保険料は必ず納期限までにお支払いください。

- ①国民健康保険は、病気やケガをしたときに誰もが安心して医療を受けられるように、お互いに助け合う制度です。保険料はその医療費の大切な財源となりますので、必ず納期限内にお支払いください。
- ②退職や倒産等の事情により所得が大幅に減少するなど、保険料を納付することが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。
- ③保険料を滞納している世帯には、有効期間の短い被保険者証（短期証）を交付します。また、納期毎に督促状を送付します。さらに、電話・訪問・文書による催告を行います。
- ④保険料をお支払いするのが困難な場合、分割納付などの相談をすることができます。
- ⑤本来の納期限を過ぎて、納付をすると延滞金が発生します。
- ⑥保険料の納付が滞る場合、被保険者資格証明書（医療機関で一旦医療費全額を負担するもの）を交付する場合があります。納付資力（預貯金・生命保険・給与・不動産その他の財産）の調査や財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

6 引越したり、帰国する場合

区内や市内の他区※に引越をしたり、市外への引越しや国外に出国※する場合は、保険証、印鑑、パスポート、在留カードか特別永住者証明書をお持ちのうえ、住所地の区役所・支所・出張所で届出をしてください。
※市内の他区に引越しをした場合は、転入した区の区役所・支所・出張所で届出をしてください
※出国するときに、再入国許可を得て在留期間内に再入国する予定の場合は届出不要です
※届出をせずに出国・市外転出されるとその期間中の保険料をお支払いいただくこととなります

7 他の健康保険に加入された場合

社会保険などに加入されたときは住所地の区役所・支所・出張所で国民健康保険の喪失手続をしてください。

8 日本語がわからない方へ

- ①区役所の窓口では、外国語の対応が出来ない場合があります。ご相談、お手続きに来られる際は、日本語が分かる方をできるだけ同伴してください。
- ②神戸国際コミュニティセンターでは、日本語が不自由な外国人市民が区役所や市内の公的機関で問合せ・相談等を行う際に、無料で通訳者を派遣（要事前予約）しています。対応言語は、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語です。
〈電話〉078-291-8441 〈ホームページ〉<http://www.kicc.jp/consul/index.html>